

<異議申出の際の注意事項>

1. 異議申出

(1) 異議申出ができる方

異議の申出ができる方は、長浜市農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地の所有者であるか、又はその土地に関し法律上保護される権原、例えば地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、抵当権等を有している方です。

農用地利用計画の案において、農用地区域としている区域内の土地について、事実上耕作又は養畜の業務を営んでいるに過ぎない方は、同一世帯に属する他の方が当該土地の所有者等であっても異議の申出をすることができません。

農用地利用計画の変更により変更前の農用地利用計画における農用地区域から除外される所有者等は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議の申出をすることはできません。

(2) 異議の申出の内容

異議の申出は、農用地利用計画の案の内容全般について行うことができます。

農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地の所有者等は、その異議の申出に係る土地が当該区域内にあるかどうか、又はその異議の申出に係る土地の所有者等であるかどうかにかかわらず、その異議の申出に係る土地がその区域に含まれるか否かについて利害関係を有する場合には、異議の申出ができます。

(3) 異議申出の方式

次の内容を記載した書面に異議申出人が記名してください。この場合、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の内容のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

代表者若しくは管理人、総代又は代理人が異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を添付してください。

申出書への記載内容

- ①異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- ②異議申出に係る農用地利用計画の案
- ③異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ④異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- ⑤異議申出の趣旨及び理由
- ⑥市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ⑦異議申出の年月日

(4) 異議申出の期間

異議申出の期間は、農用地利用計画の案の縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内です。

天災その他やむを得ない事由があるときは、その事由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に異議の申出を行ってください。

郵送により異議の申出をしたときには、その郵送期間は算入しません。

(5) 補正

不適正な異議の申出に対しては、相当の期間を定めて補正をお願いします。

2. 異議申出の取下げ

異議の申出は、その異議の申立てに対する決定があるまでの間は、いつでも取り下げることができますが、この取下げは書面にて行ってください。

3. 異議申出の決定

(1) 決定の時期

市は異議の申出を受けたときは、農用地利用計画の案の縦覧期間満了後 60 日以内に決定します。(決定は全ての異議の申出を受けた後に行います。)

(2) 参加人

市は、異議申出人がその異議の申出に係る土地の所有者であって、その土地について所有権以外の権利を有する方があるときは、その権利を有する方に対して、異議申出人が、その異議の申出に係る土地について所有権以外の権利を有する方であるときは、そのときは、その異議の申出に係る土地の所有者等に対して、当該異議申出に参加するかどうかを確認します。

市は、必要があるときは、利害関係人に対して参加人として異議の申出に参加することを求めます。

(3) 審理の方法

市は、審理を書面で行いますが、異議申出人又は参加人から申出があったとき又は市が必要と認めるときは、その申出人に口頭による意見を求めます。

市は、必要に応じて手続きの併合又は分離を行います。

市は、異議申出人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当な参考人の陳述及び鑑定の要求、書類その他の物件の提出の要求、必要な場所の検証及び異議申出人又は参加人への審尋を行います。

(4) 異議申出に対する決定

市は、異議の申出に対する決定を、次により主文及び理由から構成される決定書によって市長が押印して行います。市は、この決定に際して、決定に対して不服がある異議申出人は、決定のあった日の翌日から起算して 30 日以内に県知事に対し審査の申立てができる旨をその決定書に記載します。

①異議の申出ができる方以外の方からの申出であるとき、農用地利用計画の案以外のことに対する意義の申出であるとき、異議の申出の期間経過後の異議申出であるとき等不適法であるときは、その異議申出を却下します。

②異議の申出に理由がないときは、これを棄却します。

③異議の申出に理由があると認めるときは、縦覧に係る農用地利用計画の案の全部又は一部を修正します。

市は 3 を内容とする決定をした場合には、農用地利用計画の案の修正を異議申出人に不利益にならないように行うとともに、修正後の農用地利用計画の案を農業振興地域の整備に関する法律第 11 条の規定に基づき再度告示し、縦覧に供します。

決定は異議申出人に送達することによって効力が発生します。(市は、決定書の謄本を異議申出人に送達します。)